

暮らしに役立つ確かな情報をお知らせ

上手な暮らし塾

自治会

地域を元気に！あなたの町の自治会 ーいきいき地域サポーターの活用ー

自治会では、地域での清掃活動や住民同士の交流を深める親睦活動、いざというときに備えた防災訓練など、さまざまな活動を行っています。自治会活動を行う中でお困りのことはありませんか？今回は、自治会活動の悩みなどの相談を受けたり、一緒に盛り上げたりしてくれる「いきいき地域サポーター」の活動を紹介します。

「いきいき地域サポーター」とは、自治会をより活性化させる手助けを行うサポーターです。自治会からの依頼で派遣を行っていて、活動内容により4つに分類されます。

◆自治会運営サポーター 自治会や役員会、子ども会の円滑な運営方法をアドバイスします。

◆イベントサポーター 夏祭りや老人会、クリスマス会などのイベントを盛り上げるサポーターです。軽スポーツや民謡舞踊の指導ができるサポーターもいます。

◆カルチャー講座サポーター 自治会公民館などで小物づくりや料理、読み聞かせなどの講座を開催します。

◆歴史・まち歩きサポーター 長

崎の歴史や、平和学習について分かりやすくお伝えします。長崎の観光ガイドや、まち歩きのサポーターもいます。

サポーターを利用した自治会のかたからは、「カルチャー講座サポーターの料理講座を受けた男性の参加者が、料理に興味を持ち、参加者同士が将来の健康についてより意識し、意見交換をしたりしていました。また利用したいです」といった声をいただいています。



いきいき地域サポーターは自治会活動をより活性化させる手助けになります。利用したい自治会のかたは、自治振興課までお尋ねください。

■問い合わせ
 自治振興課（☎829・1134）

消費者

5月は消費者月間です ー消費相談の現状のお知らせー

今回は令和元年度に消費者センターへ寄せられた相談の状況などを紹介します。

【相談件数】

消費者センターへ寄せられた相談件数は、3131件です。

このうち41%が60以上の高齢者からの相談で、依然として多い傾向にあります。

【相談内容】

相談内容で一番多かったのは、「デジタルコンテンツ」319件で、「架空請求」や「ワンクリック請求」が多いです。次に「健康食品」189件で、「通信販売の「定期購入」が増えています。



【対処法】

◆架空請求

メールやショートメッセージで身に覚えのない請求があっても、連絡せず、無視しましょう。連絡すると個人情報聞き出され、「裁判になる」と脅され、高額な請求を受ける場合があります。

◆ワンクリック請求

消費者が申し込みを行う前に、

その申し込み内容などを確認するための画面が出ないまま、いきなり契約成立になったかのように見せかけ、高額な請求をする手口です。事業者がこいつた確認画面を用意していない場合は、申し込みは無効と主張できます。契約は成立していないので連絡せず、無視しましょう。

◆定期購入

インターネットに初回お試し特別価格100円などと目立つ広告があり、定期購入などの購入条件が離れた場所に小さく表示されている場合があります。消費者は条件に気づかず、1回だけのつもりで注文したら2回目の商品が届き、定期購入契約を結んでいたと気づきます。広告に条件の表示があれば、原則事業者が応じない限り解約ができないので、画面の隅々までよく読み、契約内容を確認のうえ注文しましょう。

迷ったときや困ったときは消費者センターにご相談ください。

■問い合わせ
 消費者センター（☎829・1234）

※講座やイベントなどへ参加の際は、事前に体温測定を行い、風邪などの症状がないことの確認と、マスクの着用をお願いします。

暮らし

コンビニ交付サービスの証明書
交付手数料が安くなります

コンビニエンスストアなどで、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しなどの証明書が取得できるサービスをご存じですか？

6月1日(火)から、コンビニエンスストアなどで証明書を受け取る場合、**市役所などの窓口と比べ、交付手数料が100円安くなります。**皆さんのご都合に合わせて、ぜひご利用ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。
◆コンビニエンスストアなどで取得できる証明書と交付手数料

種類	交付手数料
住民票の写し(現在のもの)	200円
印鑑登録証明書	
戸籍事項証明書(現在のもの) ※1	350円
戸籍の附票の写し(現在のもの) ※1	200円
市・県民税(所得・課税)証明書 ※2	200円
市・県民税課税証明書 ※2	

※1 本籍が長崎市のかた

※2 各年度の基準日(その年の1月1日現在)に長崎市に住民票があるかた

ただし、税関係の証明書のうち、高等学校等就学支援金申請などに必要な「調整控除額」入りの所得・課税証明書は取り扱っていませんので、市役所などの窓口へお越しください。

コンビニ交付サービス
メンテナンスによる停止期間

■全ての証明書が利用不可

5月1日(土)～5日(祝)終日
6月1日(火)午前6時30分～8時45分
6月6日(日)終日

■税証明書のみ利用不可

6月7日(月)午前6時30分～8時45分

■問い合わせ
中央地域センター

☎0829-1135
☎0829-1130

民生委員
児童委員地域の身近な相談相手
民生委員・児童委員

皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれるかたがたがいるのをご存じですか？「民生委員」は民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱されたかたで、それぞれの地域で福祉向上のために活動し、住民の立場に立って相談に応じたり、必要な助言を行ったりしています。また、

全ての民生委員は児童委員も兼ねています。
—どんな相談を受けてくれるの？
高齢者、障害がある人、子育ての心配事がある人などから福祉に関する幅広い相談を受けています。相談の内容に応じて、関係機関への橋渡しをして、必要とする福祉サービスを受けながら安心して生活ができるようお手伝いしています。

例えば、
①一人暮らしの高齢者のかたや子育て世帯を訪問し、見守りや安否確認などの活動支援。
②子育てに関する相談支援や必要な情報の提供、専門機関への紹介、児童虐待防止への取り組み、「こどもにちは赤ちゃん訪問」「お遊び教室」などの実施。

と、いった活動をしています。

—自分の地区の民生委員・児童委員に相談するには？
福祉総務課、長崎市民生委員児童委員協議会またはお近くの地域センターでお尋ねください。

身の回りで気になることや悩んでいることなどがあれば、あなたのまちの民生委員・児童委員に気軽にご相談ください。

5月12～18日は
民生委員・児童委員活動強化週間

長崎市民生委員児童委員協議会では、民生委員・児童委員の活動や存在をより広く市民の皆さんに知ってもらうため、5月15日(土)午後1時30分から3時まで、ベルナード観光通りで、PR活動を行います。



■問い合わせ

福祉総務課 ☎0829-1161
長崎市民生委員児童委員協議会 ☎0825-7083

※新型コロナウイルス感染症対策のため、掲載しているイベントが中止・延期または施設が休館・業務縮小となる場合があります。